

令和7年度における中小企業者に関する契約の方針

令和7年6月26日

国立大学法人 信 州 大 学

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和7年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約165億円、比率が61%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、創業10年未満の中小企業者（以下「新規中小企業者」という。）の契約比率については、少なくとも前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、政府が進める賃金向上推進の趣旨等も踏まえ、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

財務部経理調達課に設置されている「官公需相談窓口」は、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導・支援に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

物件等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にする仕様書の作成に努めるものとする。

4 分離・分割発注の推進

物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

5 調達・契約手法の多様化における配慮

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定を行うよう努めるものとする。

6 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の

確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- 7 小企業者（概ね従業員5人以下の事業者をいう。以下同じ）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

一般競争入札の際には、適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

- 8 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

スタートアップを含む技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用を努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、スタートアップを含む技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。また、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等に努めるものとする。

なお、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

- 9 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の契約であって随意契約による場合には、長野県内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

- 10 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、燃油サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行うようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況等の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているか、および業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な増額改定があった場合には、契約金額の変更にについて受注者からの協議の申入れ等に基づき、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため必要な協議を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇があった場合にも、契約金額の変更について受注者からの協議の申入れ等に基づき、必要な協議を行うなど適切に対応するものとし、その旨をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申入れが円滑に行われるよ

う配慮するよう努めるものとする。これらの対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとし、少なくとも年に1回以上の協議を行うよう努めることとする。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

11 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、一般競争においては、当該協定を締結していることや管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域要件の設定を行うことにより、平時においても、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができる。

12 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

13 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるものとする。

14 被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し適切な予定価格を作成するものとする。

15 知的財産権の取扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めるものとする。

その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進する

よう努めるものとする。

16 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

人件費率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払い（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

17 調達手続の簡素・合理化

競争契約参加資格の審査や調達手続においては、引き続き電子的手段の活用推進に努めるものとする。

18 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知

役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な人件費を確保すること、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）の趣旨等を踏まえ、次のとおり取り組む。

（1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

また、少額の随意契約を行う際には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、スタートアップを含めて新規中小企業者を見積先に含めるよう努める。なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

さらに、オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップを含む新規中小企業者を更に増やすため、電子的手段の利用に努めるものとする。

（2）地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づき都道府県知事が認定した商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

（3）新規中小企業者からの相談体制

財務部経理調達課に設置されている「官公需相談窓口」は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

2 組合の受注の機会を増大するために講ずる措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

第4 上記第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、調達を担当する全ての部局（以下「調達担当部局」という。）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、財務部経理調達課は、第 1 の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示するものとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握や、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図るものとする。